（企画官等）

第七十五条　本省に、企画官三人、調査官六人、国際研修協力官一人、国際統計企画官一人、国際統計交渉官一人、恩給経理官一人、恩給審査官一人、恩給審理官一人、恩給相談官一人、恩給支給官一人及び情報処理調整官一人を置く。

［２～７　略］

８　国際統計交渉官は、命を受けて、国際統計について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに外国政府等との協議、調整等を行うことにより、国際統計及び統計の国際展開に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

［９～14　略］

（所長）

第百九十五条　統計研究研修所に、所長を置く。

［２　略］

［削る］

（統計研究研修所に置く部等）

第百九十六条　統計研究研修所に、次の二部及び統括教授一人を置く。

管理・研修部

研究部

（管理・研修部の所掌事務）

第百九十七条　管理・研修部は、統計研究研修所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二　公印の保管に関すること。

三　総合調整に関すること。

四　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

五　公文書類の審査及び進達に関すること。

六　情報の公開に関すること。

七　統計研究研修所の保有する個人情報の保護に関すること。

八　機構及び定員に関すること。

九　経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

十　職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十一　広報に関すること。

十二　寄宿舎の管理に関すること。

十三　研修に関する計画の作成に関すること。

十四　前号に掲げる計画の実施に関すること。

十五　研修を受ける者の統計研究研修所への入所及び退所、修業その他身分取扱いに関すること。

（企画官等）

第七十五条　本省に、企画官二人、調査官六人、国際研修協力官一人、国際統計企画官一人、国際統計交渉官一人、恩給経理官一人、恩給審査官一人、恩給審理官一人、恩給相談官二人、恩給支給官一人及び情報処理調整官一人を置く。

［２～７　略］

８　国際統計交渉官は、命を受けて、国際統計について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに外国政府等（外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。）との協議、調整等を行うことにより、国際統計及び統計の国際展開に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

［９～14　同上］

（所長及び次長）

第百九十五条　統計研究研修所に、所長及び次長一人を置く。

［２　同上］

３　次長は、所長を助け、統計研究研修所の事務を整理する。

（統計研究研修所に置く課等）

第百九十六条　統計研究研修所に、次の四課並びに新規情報活用技術研究官及び統括教授それぞれ一人を置く。

管理課

研究開発課

統計技術向上支援課

研修企画課

［新設］